

平成 2 7 年 度 第 2 回

豊山町都市計画審議会議案

豊山町都市計画審議会

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | 決 定 権 者 |
|------|----------------------|---------|
| 1 | 名古屋空港周辺林先地区計画の変更について | 豊 山 町 |

議案第1号

平成27年10月22日付け27豊地第484号で付議された名古屋空港周辺林先地区計画の変更について

平成27年12月2日提出

豊山町都市計画審議会

会 長 青 山 克 己

27豊地第484号

平成27年10月22日

豊山町都市計画審議会

会長 青山克己様

豊山町長 鈴木幸育

名古屋空港周辺林先地区計画の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、別添のとおり豊山町都市計画審議会に付議いたします。

担当 産業建設部 地域振興課 地域振興係

電話 0568-28-2463（ダイヤル）

名古屋都市計画地区計画の変更（豊山町決定）

都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように変更する。

| | | |
|-----------------|-----------|---|
| 名 | 称 | 名古屋空港周辺林先地区計画 |
| 位 | 置 | 豊山町大字豊場の一部 |
| 面 | 積 | 約10.4ha |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、中部国際空港の開港にあわせて「都市型総合空港」として機能転換が図られた県営名古屋空港に隣接する旧名古屋空港ターミナル用地の一部であり、かねてより空港へのアクセス道路が広域道路網に接続していることから、交通利便性の非常に高い地区である。</p> <p>こうした立地条件を最大限活かし、地域振興に貢献する土地利用転換を図ることで、臨空港都市として、空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域交流拠点形成を形成する。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>新たな交流拠点の形成のためにふさわしい施設を配置する。</p> <p>本地区は、一般の市街地に隣接しているため、周辺地域環境への影響等に配慮したものとする。</p> |
| | 地区施設の整備方針 | <p>周辺市街地と緩衝帯となる潤いと憩いの空間としての公園及び緑地を配置する。</p> |
| | 建築物等の整備方針 | <p>地域の交流拠点として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、本地区の土地利用にふさわしい都市環境形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>周辺市街地との調和に配慮し、地域の新たな拠点として相応しい都市景観形成を図る。</p> |

| | | |
|----------------------------|----------------|---|
| 地 区 整 備 計 画 | 地区施設の配置及び規模 | 公園 約2,500㎡ 緑地 約2,200㎡ 配置は計画図表示のとおり ただし、車両の乗入れ等計画上やむを得ない部分を除く。 |
| | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 自動車教習所 3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号に該当するものを除く。) 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に該当する営業の用途に供するもの |
| | 建築物の容積率の最高限度 | 10分の20 |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 10分の6 |
| | 建築物等の高さの最高限度 | 航空法(昭和27年法律第231号)第49条に規定する制限表面(進入表面、転移表面、水平表面)の高さ |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、または歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ、良好な都市環境の形成に寄与するものとする。 |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区は、平成18年に「地域振興に貢献する土地利用転換を図り、臨空港都市として、空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域拠点形成」ことを目標とした地区計画を定め、周辺の住環境にも配慮した緑地を地区施設として位置付けていました。

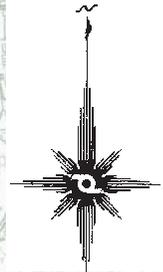
この度、地区計画の目標となる「広域拠点形成」に必要となる拠点施設等について、愛知県により施設整備が検討されており、当該施設整備にあたり地区施設である「緑地」の減少が必要となるため、周辺の市街地環境に配慮を行いながら、地区計画の変更をするものです。

名古屋都市計画名古屋空港周辺林先地区計画 総括図

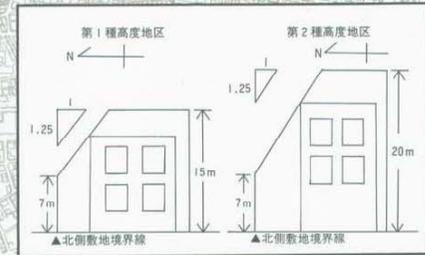
1/10,000

名古屋空港周辺林先地区計画

面積 約10.4ha



- 9 -

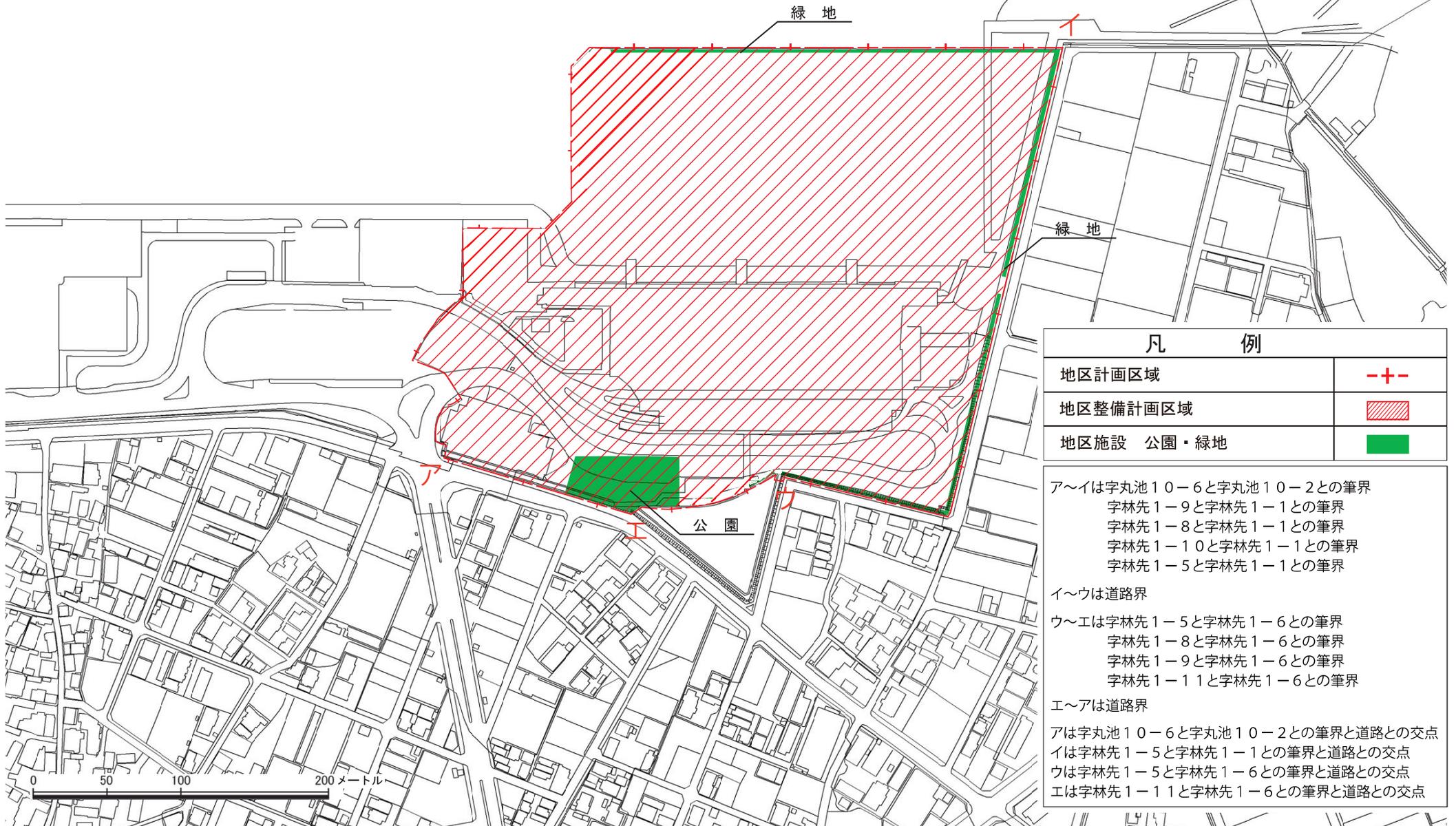
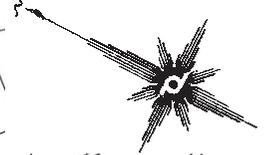


| 凡例 | 第一種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 | 近隣商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 市街化調整区域 | 特別工業地区 | 第一種高度地区(HI 15m) | 第二種高度地区(HII 20m) | 準防火地域 | 市街化区域界 | 都市計画公園 | 都市計画道路 | 都市計画道路(完工済地区) | 立体交差及び橋梁 | 自動車専用道路 | 都市計画区域界 | 市町村界 | 地区計画区域 |
|------|--------------|---------|--------|-------|------|---------|--------|-----------------|------------------|-------|--------|--------|--------|---------------|----------|---------|---------|------|--------|
| 容積率 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 100 | 100 | 100 |
| 建ぺい率 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

経緯度法による標準メッシュ体系の標準メッシュ(1辺約1kmの正方形)
 同上標準メッシュの1/2分割メッシュ

名古屋都市計画名古屋空港周辺林先地区計画 計画図

1/2,500



| 凡 例 | |
|------------|------|
| 地区計画区域 | --+- |
| 地区整備計画区域 | |
| 地区施設 公園・緑地 | |

ア～イは字丸池10-6と字丸池10-2との筆界
 字林先1-9と字林先1-1との筆界
 字林先1-8と字林先1-1との筆界
 字林先1-10と字林先1-1との筆界
 字林先1-5と字林先1-1との筆界

イ～ウは道路界

ウ～エは字林先1-5と字林先1-6との筆界
 字林先1-8と字林先1-6との筆界
 字林先1-9と字林先1-6との筆界
 字林先1-11と字林先1-6との筆界

エ～アは道路界

アは字丸池10-6と字丸池10-2との筆界と道路との交点
 イは字林先1-5と字林先1-1との筆界と道路との交点
 ウは字林先1-5と字林先1-6との筆界と道路との交点
 エは字林先1-11と字林先1-6との筆界と道路との交点